

## 一般保険料率および介護保険料率の決定について

令和4年2月22日開催の第105回組合会において、一般保険料率および介護保険料率が決定したので、下記のとおり公告します。

### 記

1. 改定後の保険料率 92.000/1000 (現行:92.000/1000)
  - (1) 一般保険料率 90.690/1000 (現行:90.70/1000)

内訳	基本保険料率	50.276/1000 (現行:51.240/1000)
	特定保険料率	40.414/1000 (現行:39.460/1000)

※特定保険料は、一般保険料のうち高齢者医療制度へ拠出するための保険料です。
  - (2) 調整保険料率 1.31/1000 (現行:1.30/1000)

※調整保険料は、全国健康保険組合間の共助を目的に実施している事業に充てるための保険料で、毎年度、健康保険組合連合会が料率を設定します。
2. 介護保険料率 18.60/1000 (現行:18.60/1000)
3. 負担割合 

事業主	50%
被保険者	50%

(一般保険料率:46.0/1000、介護保険料率:9.3/1000)
4. 適用時期 令和4年3月1日  
※月例給与からの徴収は、3月分保険料(4月支給分)から  
※賞与については、令和4年3月1日以降の支給分から

以上